

国有地の一時貸付ができます！

東北財務局では、以下の物件について一時貸付（貸付期間3年以内）の要望を受け付けています。一時貸付は、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

◎お貸しできる物件一覧は別添をご覧ください。
もしくは右記二次元コードからもご覧いただけます。
※物件は定期的に更新しています。



貸付けにあたっての留意事項

■ 利用用途の制限

風俗営業、暴力団事務所、公の秩序又は善良の風俗に反する目的、その他社会通念上不適切と認められるものの用途などには、ご利用できません。また、産業廃棄物等、廃棄を目的とする砂利・砂・残土置場、振動・騒音・悪臭の著しいものについても、ご利用いただけません。なお、建物を設置する場合は、仮設事務所のような仮設建物の所有を目的とした借地借家法第25条に規定する「一時使用」の場合にのみご利用いただけます。

これらの他に、個々の物件により、利用用途が制限される場合もありますので、利用要望のある方は、必ず物件の所在する財務局・財務事務所へ照会してください。

■ 返還時の原状回復

返還するときは、貸付期間満了日までに原状回復することが条件となります。

■ 利用者の決定方法

国有地の貸付け等は手続きを明確化し、速やかに、かつ、より透明で公平な手続きによるとする観点から、ホームページに掲載のうえ、利用要望を募り、原則、一般競争入札により利用者を決定します。複数の者から要望があった場合は、面積・利用期間等が国にとって有利と思われる要望の内容を条件として一般競争入札を行い利用者を決定します。

なお、面積・利用期間等によっては、法令の規定に基づき、入札によらずに貸付けが行える場合もありますので、お気軽に物件の所在する財務局・財務事務所へご連絡ください。

※貸付けを行うまでには一定の事務処理期間が必要となりますので、利用要望のある場合はお早めに物件の所在する財務局・財務事務所へお問い合わせください。

【問合せ先】

東北財務局 秋田財務事務所 管財課

TEL 018-862-4205

〒010-0951 秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎3階



東北財務局の国有財産情報はこちらをチェック ⇒
https://lfb.mof.go.jp/tohoku/b5_kanzai/index.html

